

只木ゼミ春合宿第3問検察反対尋問レジュメ

文責:2班

I. 反対尋問

- 5 1. B3 説について、因果関係が客観的構成要件要素であるところ、やはり主観を取り入れるのは結果の実行行為への客観的帰責という通常の因果関係概念から乖離しており妥当ではないのではないか。
- 10 2. 弁護側は B-3 説を採用するが、本説では介在事情が存在する場合に、介在事情が予見可能であれば当該介在事情は判断基底から除かれる為に存在しなかったものと扱われると考える。しかし、これでは介在事情の結果への寄与度を考慮することが不可能である。この点につき弁護側はどのように考えるか。
- 15 3. C 説の批判において、危険を科学法上の危険と断定しているのはなぜか。
4. 弁護レジュメの3頁6行目以下について、甲はAを洗面器の底、革バンドで頭部という人体の枢要部、すなわち、些細なダメージであっても人の死に直結する部分を滅多打ちにしているのであり、少なくとも一般人にとって、これにより人が死ぬことは予見可能であると言えないか。つまり、相当性が認められるのではないか。

以上